

令和5年度
石綿作業主任者技能講習【追加開催】
【会場：佐賀県教育会館】

佐賀労働局長登録1-12
有効期間満了日 令和6年3月30日

石綿等(石綿等を含有する物を含む。)を製造し、又は取り扱う作業について、石綿による労働者の肺がん、中皮腫等の健康障害を予防するため、平成18年4月1日からは、この技能講習を修了した者(平成18年3月31日までに特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者を含む。)のうちから石綿作業主任者の選任が必要となりました。

建築物、工作物又は船舶の解体、破砕等の作業(石綿等の除去作業を含む。)は、石綿等を取り扱う作業に該当し、事前調査で石綿等の使用の有無が不明の場合も石綿等が使用されているものとみなして、石綿作業主任者の選任等の措置が必要です。

1 講習日・場所

① 講習日 令和5年12月5日(火)～6日(水)

② 講習会場 佐賀県教育会館(佐賀県佐賀市高木瀬町東高木227-1)

※ 講習場への地図、受講するために用意する物等の注意事項は受講票とともに郵送いたしますので、受講される方へ必ずお渡しください

2 定員 100名(定員になり次第締め切ります。)

3 科目・時間(受付開始時間 8:30～)(休憩時間は講習時間の1時間毎に5分、昼休み時間50分)

講習科目	講習時間	日程	時間
石綿による健康障害及びその予防措置に関する知識	2	1日目	9:00
保護具に関する知識	2		5
関係法令	2		16:10
作業環境の改善方法に関する知識	4	2日目	9:00
修了試験	1		15:05

※科目の入替により終了時刻が変わる場合があります。開始時刻は、原則として変更しません。

4 受講料 当協会々員 13,750円(テキスト・資料代金0円、受講代金のみ)

一般 15,730円(テキスト・資料代金1,980円含む)

※金額は税込

5 申込方法

次頁の申込書に、所定事項を記入し、下記6の注意事項を参照のうえ、次の方法によりお申し込み下さい。

【申込に必要なもの】

- ① 申込書兼受講票 ② 受講料
③ 自動車運転免許証等の本人確認書類の写し(詳細は申込書兼受講票にありますのでご確認ください)

(1) 持参の場合 当協会窓口に「申込に必要なもの」一式を持参してください。

(2) 郵送の場合 現金書留封筒に「申込に必要なもの」一式を同封し、下記あて郵送してください。

〒845-0031 佐賀県小城市三日月町堀江1721番地 (一社)佐賀県労働基準協会

(3) 振込の場合「申込に必要なもの」(②以外)一式をFAXかメールで送付した後、次の口座に振り込んでください。

※③本人確認書類は、FAXやメール等で不鮮明な場合、郵送していただく場合があります。

[振込口座] 佐賀銀行 水ヶ江支店 普通 1026652 (社)佐賀県労働基準協会

当協会ホームページの **ネットから講習申込** から申込書を送付出来ます。

佐賀県労働基準協会 **検索**

FAX 0952-37-8278

Email kosyusakikyo@lib.bbq.jp



6 注意事項

(1) 入金確認後の受付となり、先にFAX等で申込書を送付いただいた場合は仮受付となります。

(2) 受付後に、いただいた申込書に受講番号を付し受講票とし、地図、用意する物等の注意事項とともにお送りします。受講される方に必ず、お渡しください。

(3) テキストは初日に配布します。

(4) 当日の申し込みは受理いたしません。